

株式会社ポケモン及び県内鉄道・バス事業者と連携した観光誘客・周遊促進 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

株式会社ポケモン及び県内鉄道・バス事業者と連携した観光誘客・周遊促進業務

2 業務の目的

本委託業務は、株式会社ポケモンが地域と連携して、その地域の魅力を国内外に発信する活動「ポケモンローカル Acts」(注)の取組を活用して、三重県内の鉄道・路線バス事業者と連携し、三重県への観光誘客及び県内での周遊促進、鉄道・バスの利用促進を図ることを目的とする。

(注) 地域それぞれの「推しポケモン」(三重県はみえ応援ポケモン「ミジュマル」)が、各地の魅力を国内外に発信する活動(Acts)を行っている。この取組により多くの人が各地域を訪れることで、地域とポケモン、それぞれのファンが増えることを目指している。このため、この点を踏まえて業務を実施すること。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和7年3月14日(金)まで

4 委託業務の内容

「ポケモンローカル Acts」の取組を活用して、以下の業務を行うこと。

- (1) 三重県内の鉄道・路線バス事業者と連携し、県内への観光誘客及び県内周遊、鉄道・バスの利用促進を目的とするスタンプラリーキャンペーンを企画・実施すること。なお、実施期間が約4か月あることから、再び訪れたいくなる、首都圏等の遠方から訪れたいくなるなど、中だるみを抑え、観光誘客と県内周遊の効果が持続する企画とすること。また、最終的な実施内容の決定にあたっては、「みえ観光の産業化推進委員会」(以下「当委員会」という。)及び株式会社ポケモンの監修を受けるものとする。そのため、提案のあった企画内容に変更が生じる可能性があることに留意すること。

スタンプ設置箇所については、各鉄道・路線バス事業者ごとに1～3か所程度(駅又はバス営業所等、最大計30か所以内)を想定。なお、スタンプラリー実施期間は、令和6年10月から令和7年1月までの約4か月間を予定している。

ア 実施方法

台紙にスタンプを押すスタンプラリーとする。

(デジタルスタンプラリーではない。)

イ 必要な用品の準備と配送・設置等

スタンプ設置箇所ごとにスタンプ本体、スタンプラリーディスプレイを制作し、当委員会が指示する設置箇所へ配送及び設置、撤去等すること。

なお、それぞれのデザインについては株式会社ポケモンの監修を受けるもの

とする。

- ウ キャンペーン賞品の選定、調達、抽選及び当選者への配送
賞品選定に際しては、景品表示法等を遵守し、当委員会と協議を行うこと。
 - エ キャンペーンの告知
本キャンペーンを告知するため、各鉄道・路線バス事業者と連携した情報発信を行うこと。なお、チラシやポスター等を制作する場合は、それぞれのデザインについて、株式会社ポケモンの監修を受けるものとする。
- (2) スタンプラリーキャンペーン実施に伴う集客イベントを企画・実施すること。
いずれも株式会社ポケモンの監修を受けるものとする。
- ア スタンプラリーの実施期間中、その認知度向上と参加者促進を図るため、期間内に原則月1回以上(最大8回程度)、鉄道・路線バス事業者にとってもメリットのあるイベントになるよう調整して企画・実施すること。
実施に際しては、事前に当委員会と協議をすること。
 - イ 本事業の認知度向上を図るため、当委員会が保有するSNSアカウントのフォロワーを増やすことのできる情報発信をイベント実施ごとに行うこと。
- (3) スタンプラリー参加者及び賞品応募者の属性データを報告すること。報告内容に関しては、事前に当委員会と協議をすること。
- (4) 事業の実施結果について分析し、参加者の来県や周遊、鉄道・バスの利用状況、課題やニーズ等を整理・報告すること。

5 報告書及び成果物の提出

(1) 納品物

次のアからウについて、紙媒体(原則としてA4版・両面印刷、長辺綴、1部)及び電子データにて提出すること。

- ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」
※業務の履行状況が確認できるよう写真を用いること
- イ 委託業務内で作成する画像データ等(イラストレーター、JPEGなどのデータを含む)
- ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料

(2) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局(三重県観光部観光誘客推進課内)

(3) 納入期限

令和7年3月14日(金)

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」

に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 当委員会に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

8 その他

- (1) 本委託業務は、「ポケモンローカル Acts」の取組を活用したもので、三重県と株式会社ポケモンは、連携協定の中で秘密保持契約を締結しており、外部に情報が漏洩することがないように厳しく求められているため、絶対に外部に知られることのないようにすること。又、委託業務以外の目的に使用することのないこと。どうしても業務上必要な場合は、事前に当委員会に協議すること。

なお、委託期間が終了し又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (2) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって当委員会に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとする。
- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (8) 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

- (9) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。
- (10) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従うこと。
- (11) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとする。